

平成 30 年度生坂村固定資産評価審査委員会要旨

1. 日時及び場所 平成 31 年 3 月 20 日（水） 午後 4 時 30 分から
生坂村役場 第 1 会議室
2. 出席者（7 名） 矢口久雄（固定資産評価審査委員）、赤羽勲夫（固定資産評価審査委員）、丸山秀光（固定資産評価審査委員）、藤澤泰彦（村長）、藤澤正司（住民課長）、平林邦寿（住民課税務係長）、中村竜也（住民課税務係主事）
3. 委員長互選 赤羽勲夫委員を委員長に選出
4. 協議事項

〔説明の前に、地方税法第 432 条に規定される固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出は無かったことを報告。〕

①村税収納状況について

説明内容

- ・税目ごとの調定額、収入額、収納率について説明。

意見質問

Q. 固定資産税の課税期日は 1 月 1 日であるが、年末（12 月中）に売買等で所有権が移転した場合は新しい所有者に課税されるのか？

A. 1 月 1 日までに登記が完了していれば法務局からの通知により、新しい所有者に課税される。

Q. 空き家に対する課税状況は？空き家を放置している場合追徴課税はあるか？

A. 所有者が判明している空き家は所有者に対して課税している。本年度現在追徴課税はしていない。

②固定資産提示平均価額・基準宅地について

説明内容

- ・平均価額の資料を基に、平成 30 年中の地目別変動内容と家屋の新增築状況について説明を行った。また、標準宅地全 17 地点の価格の変動の状況と平成 31 年度に基準地価格の修正はないことを説明した。

意見質問

意見・質問なし

③平成 31 年度固定資産課税台帳の縦覧期間について

説明内容

- ・縦覧制度について説明し、今年度の縦覧期間を事務局から提案した。

意見質問

意見・質問なし

決定事項

- ・縦覧期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までとする。

④その他

意見質問

Q. 村内の旧産廃処理施設は誰の所有となっているのか？

A. 事実上倒産状態ではあるが会社が存続しているので会社の所有となっている。